

## 令和5年第5回土佐町農業委員会

1. 開催日時 令和5年7月28日 午前9時00分～10時00分

2. 開催場所 土佐町役場2階会議室

3. 出席委員 (11名)

1 式地数一・2 秦泉寺博隆・3 藤尾建 6 仁井田亮一郎

7 西村園・8 和田勇・9 西村尚 10 細川盛次・11 近藤秀幸・12 西村美佐江 13 澤田順一・

4. 欠席委員(3名) 4 宮元務・5 窪内一雄・14 川村耕貴

5. 職務による出席者 事務局長 秋澤雅代 書記 和田彩香

6. 議事日程

### 議案審議

第1号議案 農地法第3条による許可申請について

第2号議案 農地法第5条による許可申請について

第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく土佐町基本構想の変更について

### その他

報 告 農地法第3条の3届出について

## 7. 会議の次第

事務局: おはようございます。開会にあたり土佐町農業委員会会議規則第5条により、総会の成立に過半数の委員の出席が必要です。本日、欠席の委員は宮元務委員、窪内一雄委員、川村耕貴委員の3名です。成立要件を満たしていることを報告します。発言の際は挙手をお願いします。会長が指名しますので、その後発言をお願いします。それでは会長お願いします。

会長: おはようございます。令和5年第5回土佐町農業委員会総会を開催します。議事録署名人の指名を行います。2番秦泉寺博隆委員、13番澤田順一委員の2名を指名致しますのでよろしくお願ひします。続きまして議案審議に入ります。第1号議案農地法第3条による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局: 第1号議案農地法第3条による許可申請について説明します。3条の許可は農地を農地のまま所有権や賃借権などの権利を設定するもので、町農業委員会が許可をだす権限を持ちます。今回は1件の申請がありました。申請内容について説明します。

### 【内容説明】

会長: 近藤委員から補足説明はありませんか。

近藤委員: ありません。

会長: 他に質疑等ありませんか。

他委員: ありません。

会長: ないようですので、採決を行います。本件の農地法第3条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長: 全員挙手により、本件は許可することに決定しました。続いて第2号議案、農地法第5条による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局: 第2号議案農地法第5条による許可申請について説明します。農地を別の用途に変更する、転用の申請です。町の農業委員会の意見を付けて県に進達し、県知事の許可となりま

す。転用に加え、所有権移転や、使用貸借権の設定など、権利の移動もある案件が5条申請です。今回は1件あります。

#### 【内容説明】

会長：この件について他に意見はありませんか。

仁井田委員：農振農用地の除外の許可をするのはどこですか。

事務局長：県です。

仁井田委員：前回の炭化燃料製造工場の転用の許可がでた時には、嶺振農用地から除外していたんですね。

事務局長：許可、不許可ではありません。町の計画の変更について県と協議をします。今回は除外完了見込ということで、先におはかりしています。諮問が必要な面積のため、通常の転用より時間がかかるからです。

仁井田委員：当初私が事業者から説明を受けた時には、資材置場が必要という話はありませんでしたが、今回必要になったのはどういう経緯でしょうか。

事務局長：木材を乾かすためにおける場所がいるということで、近くに資材置場を作るという計画です。

仁井田委員：場所は伊勢川川を挟んだところですか。

細川委員：資料の中にも地図がありますが、伊勢川川にかかっている橋を渡って右側にあります。川の上流の方を向いて右側です。

秦泉寺委員：当初の炭焼場の建設予定地からいうと対岸になります。

事務局長：お配りしている事業計画書を見て頂くと、土地取得に関する交渉、他法令の許可申請はこれから同時進行で協議していくという計画になっています。農業委員会の意見として妥当であるとともに、隣接農地はないが、北の水路を挟んだ畠の所有者からは同意書の提出があります。表土を剥いでアスファルト舗装をする以外の作業はなく、一般排水もありません。雨水は既設の水路に排水します。他に利用者はおらず協議不要。道路占有、地すべりに関しては関係機関と協議中。資金は十分有していることを確認しました。R5.7.28 第5回総会において町農業委員会は農振農用地からの除外が完了することおよび、地すべりの許可が下りれば許可相当と判断しました、という意見を付けて意見書を出すことが妥当かどうかのご判断を頂ければと思っています。

会長：この件について他に意見はありませんか。

他委員：ありません。

会長：ないようでしたら採決を行います。本件の農地法第5条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により本件は農業委員会としては農振除外が完了することを条件に許可相当であると県に進達します。続いて第4号議案農業経営基盤強化促進法に基づく土佐町基本構想の変更について事務局の説明を求めます。

事務局：第3号議案農業経営基盤強化促進法に基づく土佐町基本構想の変更について、説明します。開催通知に農業経営基盤強化の促進に関する基本構想（案）を同封しておりますが、皆さんお持ちでしょうか。市町村は、県が定める農業経営基盤強化促進に関する基本方針に即し、基本方針の期間につき基本構想を定めることとされています。町から農業委員会に対し、基本構想の変更に対する意見を求められています。

#### 【内容説明】

事務局長：この基本構想は5年ごとに定めてきているもので、今回は法改正による改正です。次に農業を担う方をこういう人にして、農業委員会も含めこういう風な協力体制にしていくということを入れてくださいということで、作成しています。農業経営をする者が利用する農用地面積が地区の農用地面積に占める割合の目標は80%を達成するのは難しいので、

32%にしましょうということで、普及所と協議した結果、今回変更することにしました。2年後に基本構想を策定する必要がありますが、そのときも農業委員会に同意をもらうことになります。今回事前に基本構想(案)をお配りしていましたが、見て頂いて気が付くところがあれば言って頂けたらと思います。

会長:他に質疑はありませんか。

仁井田委員:基本構想(案)の10Pにあるおおむね10年後に担い手が利用する農用地面積とあります、いつから10年ですか。11Pの効率的かつ安定的な農業経営をする者が利用する農用地面積が地区の農用地面積に占める割合という文言の中の地区とは、瀬戸や黒丸といった行政単位の地区のことでしょうか。

事務局長:黒字の部分なので以前とえていませんが、最初基本構想が策定された年からおおむね10年後という意味なので、今から言うと8年後になると思います。ここで言う地区とは、瀬戸や黒丸といった個別の地区を指すのではなく、土佐町全体を指します。

藤尾委員:32%の目標は10年後必ず達成しなくてはいけないのでしょうか。

事務局長:現実的な数値として32%という目標を挙げています。

藤尾委員:今現在は何%ですか。

事務局長:今すぐはっきりとした数字は分かりませんが、32%には達していません。

藤尾委員:認定農業者や認定新規就農者の皆さんに集積しようという意思がないと、この目標は達成できません。32%の目標にしたのは、認定農業者や認定新規就農者の皆さんのお見も踏まえてのものですか。

澤田委員:私の実情として、経営は成り立っていますが、規模拡大や農地集積には至っていません。

事務局長:その地区で中心的に農業して頂いているということで、認定農業者、認定新規就農者の認定をしていましたが、今は制度が変わって、中心的に農業を担ってくれる方を人・農地プランの中心経営体として位置づけ、その中には、認定農業者、認定新規就農者、そのどちらでもありませんが地域で中心的に農業を担ってくれる方を位置づけています。地域の中心経営体の方達になかなか耕作できないところも耕作してもらうよう集積していく、耕作放棄地にしないようにということで、農用地の利用集積目標を定めています。なかなか達成が難しいかもしれません、目標として定めておく必要があります。基本構想を定めていないと、いろいろな事業が使えません。農業委員会として今回の基本構想(案)に同意するか審議をお願いします。

会長:この件について、他に何かありませんか。

他委員:ありません。

会長:ないようですので、採決を行います。本件の農業経営基盤強化促進法に基づく土佐町基本構想の変更について同意することに賛成する方の挙手を求めます。

会長:全員挙手により、本件の農業経営基盤強化促進法に基づく土佐町基本構想の変更については、同意すると回答することに決定しました。以上で議案審議を終わります。その他について、事務局よりお願いします。

事務局:農地法第3条の3第1項の規定による届出については、相続等により農地の権利を得た場合、農業委員会に届け出が必要となっています。農業委員会は届け出のあつた日から40日以内に受理または不受理の通知を届出者に出します。総会で報告後、受理通知をするほか、事前に通知し、直近の総会で事後報告することもできます。今回1件の届出があり、本件はその報告です。先程、3条で譲渡の方になります。

#### 【内容説明】

会長:続いて、農地パトロールについて事務局から説明をお願いします。

事務局:ここで農地利用最適化推進委員さんを呼んできますので、少しお待ちください。

【農地利用最適化推進委員(澤田清敏委員)が入室】

事務局：農地パトロールについて説明させていただきます。農地パトロールの時期となりました。

農地パトロールは農地法30条で定められた、農業委員の必須業務です。今年は、配布しているタブレットで地図を見ながら農地パトロールをおこない、結果を入力していく必要があります。遊休農地とは、過去1年以上にわたり農作物の作付けが行われておらず、かつ今後も草刈りや耕起等の農地の維持管理や農作物の栽培がおこなわれる見込みがない農地を指します。農地の状態によって、現地確認アプリにある遊休農地の区分を耕作中、緑、再生困難の3つに分けて入力してください。再生する価値があるものは緑。再生する価値なし、再生しても5年後には遊休農地になるような農地については、再生困難としてください。再生する価値のあるもののうち、トラクターで再生できるもの、雑草や、小さな木が数本程度あるものについては、緑です。耕作していない農地については写真を撮っておくようにしてください。今年は10月27日の総会までに必ずタブレットに結果入力をお願いします。先月、オフラインになる電波の不安定な場所での入力ができないとの声がありました。オフラインで調査を入力することもできますが、事前に設定が必要です。取り急ぎ電波の悪いところは後回しにしてください。電波が悪く入力できなかったという方は手を挙げてください。

【藤尾さん、会長が挙手】

事務局長：今日欠席の窪内委員も言っていました。

事務局：調査の際は必ず、農業委員の身分証明書を携帯し、必要に応じて提示してください。この件については以上です。

もう1枚お配りしています、「農地利用状況調査のための各システム操作説明動画の公開のお知らせ」という資料をご覧ください。現地確認アプリを利用するための操作説明等がユーチューブに公開されておりますので、ぜひ参考にご覧いただければと思います。

事務局長：オフラインの操作も下に書かれておりますように今後公開予定となっておりますので、URL（どこにアクセスしたらよいかというのが）わかり次第、お知らせしたいと思います。

事務局もオフラインの操作方法について今後分かったら連絡します。先にオフラインでないところを入力していくください。またタブレットの入力方法など分からないことがありましたら個別に聞きに来て頂けたらと思います。

会長：タブレットへの入力作業は来年も同じ作業が必要なのでしょうか。

事務局長：タブレットが導入されたので、来年も同じ作業が必要になります。今年と同様に担当区域について最初から入力していくのか、今年入力したところの情報は残っていて変わったところのみ入力していくといつらいのかは分かりません。今年は、全部入力が必要なので、大変なのだと思います。

会長：来年も現地を見に行ってタブレットに入力していく必要がありますか。

事務局長：来年も現地を見に行ってもらった後、入力してもらう必要があります。

会長：毎日、1日6時間から7時間ほどタブレットを持って現地確認をしています。これを何年もしなければならないとする大変です。また、入り口が分からない圃場もあります。近くの人に聞いて現地確認に行ったら、農地所有者からお前は誰だと言われました。流石に、その人の前で圃場の写真を撮ることはできませんでした。女性の農業委員さんもいますが、一人で現地確認に行けるでしょうか。

事務局長：農地パトロールについては、今まで毎年しなければなりませんでした。今まででは、報告用紙で報告してもらっていましたが、今年からはタブレットに入力する作業が必要になります。最初はしんどいかもしれません、慣れていくって頂くしかありません。

会長：農地の状態を確認しに行くのにも時間がかかります。

事務局長：去年までの農地パトロールでも確認していたはずです。

会長：GPSで圃場まで連れて行ってはくれますが、行こうとは思いません。

西村委員：草刈機で刈らないと行けないようなところにも行かなければなりませんか。

事務局長：耕作しているかが見て分かればいいのですが、分からなければ所有者さんに聞いてもらうしかないと思います。

西村委員：車で行けるところしか、確認に行けないと思います。

会長：草刈機で刈らないと行けないようなところは GPS もつながりません。

会長：この件について、他に何かありませんか。

他委員：ありません。

事務局長：この後伊勢川山に上がります。今日も営農者が現場に来てくださる話ができています。

今年は、今から確認する意味で資料をお配りしていますが、植え付け面積のところも、  
今年は全体には土づくりをせんといかんので、予定では 30a を植付けているという  
ところを見てほしいです。エリアとしては、資料最後のページの図で、土佐町の T と本山  
町の M と分けてありますが、そのうち T2 のうち 30aだけを植付けますという計画でも  
あり、今は、植付けが終わって肥培管理しているという段階のはずなので、そこを確認  
しにいく感じです。エリアとして、植え付けはそれなのですが、除礫・耕耘面積が T2～T  
6 とあるので、そこも合わせて見てもらえたらと思います。

植え方も 3 ページ目のパネル下とパネルの間にこう植えるという計画になっています。  
パネル下にも植えないところの収量が取れないということで植える計画にはなっていますが、だいぶ石が多いと聞いていますので、そのように植えられているかというところを  
確認できたらと思います。

会長：他に聞いておきたいことはありませんか。

会長：ないようでしたら、次回について事務局よりお願いします。

事務局：次回の農業委員会についてお知らせします。次回は 8 月 28 日、月曜日、9 時から開催します。以上です。

会長：他にご意見ありませんか。それでは以上で第 5 回農業委員会総会を閉会します。お疲れ様でした。

土佐町農業委員会長

式 地 敷一

議事録署名委員

沢 田 順一

議事録署名委員

齊 収 吉 博 隆